

モビリティ・マネジメント事業実施

【モビリティ・マネジメントとは】

「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みを意味するもの

丹波市地域公共交通活性化協議会では、令和5年3月策定の丹波市地域公共交通計画に基づき、若い世代に公共交通の重要性を学ぶ機会を創出するため、本年度より学校に出前授業を実施します。（年度ごとに市内小中学校で継続的に実施予定）

【令和7年度モビリティ・マネジメント】

○山南中学校

6月18日（水）に1年生69名を対象に実施

- ・ 出前授業「普段の移動について見直してみよう」をテーマにグループワークを行った。
- ・ 路線バス乗車マナー講習

○和田小学校

2学期中の実施を予定 6年生34名対象

- ・ 出前授業 公共交通についての話「私たちの暮らしと公共交通」
- ・ ミニゲーム「交通すごろく」で学ぶ

福祉による移動施策について

1. 丹波市福祉送迎サービス（おでかけサポート）事業について 【障がい福祉課】

(1) 登録者数 (単位：人)

対象者	利用券枚数	令和4年度 (令和5年3月31日時点)	令和5年度 (令和6年3月31日時点)	令和6年度 (令和7年3月31日時点)
要介護者（要介護2から要介護5まで）の方、身体障害者手帳1種（内部障害を除く）・療育手帳（A判定）・精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方、難病患者の方	年間 120枚 内訳 通院用72枚 社会的交流・買物用48枚	343	345	330
身体障害者手帳1種（内部障害）・療育手帳（B判定）・精神障害者保健福祉手帳（2級・3級）の交付を受けている方	年間 60枚 内訳 通院用60枚	97	95	95
人工透析患者の方	治療通院に必要な枚数	26	24	18
合計		466	464	443

(2) 利用区分別延利用人数 (単位：人)

利用区分		令和4年度 (令和5年3月31日時点)	令和5年度 (令和6年3月31日時点)	令和6年度 (令和7年3月31日時点)
通院用	車椅子	2,504	2,261	957
	車椅子以外	6,340	7,359	7,463
社会的交流・買物用	車椅子	446	378	396
	車椅子以外	758	848	876
キャンセル		56	64	36
合計		10,104	10,910	9,728

2. 高齢者外出支援事業について 【介護保険課】

(1) 利用実績【令和5年度・令和6年度】

(令和7年3月31日現在)

補助内容		交付人数		使用枚数		使用率	
		令和 5年度	令和 6年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 5年度	令和 6年度
バス・ デマンド（予約） 型乗合タクシー・ タクシー共通券※ ¹	100円券 ×30枚	726人	685人	10,311枚	9,980枚	47.3%	48.6%
/	内訳	バス※ ²		1,262枚	1,277枚	5.8%	6.2%
		デマンド（予約） 型乗合タクシー		5,834枚	5,815枚	26.8%	28.3%
		タクシー		3,215枚	2,888枚	14.7%	14.1%

※¹使用上限枚数は、1乗車につき3枚まで※²使用枚数は鴨庄ふれあいバスを含む

路線バスの再編について

路線の維持確保のため、兵庫県と市が補助事業により運行を支援しており、県が定める市町振興支援交付金交付要綱に基づき実施している。

兵庫県市町振興支援交付金交付要綱 準幹線系統の補助要件（一部抜粋）

- ・ 平均乗車密度が 2 人以上 15 人以下と見込まれる系統
- ・ 1 日当たりの計画運行回数が 10 回以下の系統
- ・ 1 日当たりの輸送量が 2 人以上 50 人以下と見込まれる系統

○平均乗車密度

（バスの起点から終点まで平均して何人乗車しているかを示す数値）

運行系統	R7 年度計画数値
柏原～柳町・住民センター～佐治	1.9
柏原～井中～佐治	1.9

県単独補助の要件から外れる路線について、路線再編に取り組むことを要件に最長 3 年間支援を継続する特例

次に掲げるすべてに該当する系統の運行

- ア 過去 3 か年において、算定対象であった系統
- イ 市町の地域公共交通会議等で路線再編等の協議が開始されていること
- ウ 当該系統にかかる再編・利用促進計画等の再構築に係る計画を策定していること

令和 7 年度補助申請時期（10 月）までに地域公共交通会議で協議を開始し、路線再編等の計画を策定する必要があることから、今後、上記 2 系統について調査・協議を行い再編・利用促進計画等を策定する。

丹波市地域公共交通会議委員

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

【令和7年5月28日現在】

	委員条項	委員の区分	所属	役職	氏名
1	第3条第1項第1号	市長が指名する丹波市職員	丹波市	ふるさと創造部長	しみず のりゆき 清水 徳幸
2	第3条第1項第2号	一般旅客自動車運送事業者	株式会社ウイング神姫	業務部部長	くさかべ たつや 日下部 達也
3			丹波市デマンド会	会長	たけうち かずしげ 竹内 和重
4	第3条第1項第3号	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体に属する者	公益社団法人 兵庫県バス協会	専務理事	しん やしま しょういち 新屋敷 昭一
5			一般社団法人兵庫県タクシー協会 丹波支部	丹波支部長	あした なかと 蘆田 長門
6	第3条第1項第4号	住民又は利用者	丹波市自治会長会	会計	しみず くにやす 清水 邦泰
7			丹波市老人クラブ連合会	会長	うえだ おさむ 上田 脩
8			丹波市身体障害者福祉協議会	会長	たに かずよし 谷 和義
9	第3条第1項第5号	神戸運輸監理部長又はその指名する者	神戸運輸監理部 輸送部門	首席運輸企画専門官	きはら けんた 木原 健太
10	第3条第1項第6号	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体に属する者	ウイング神姫労働組合	支部長	せお あきら 妹尾 陽
11	第3条第1項第7号	市長が特に必要と認める者	丹波県民局 丹波土木事務所	所長補佐	う ばら まさふみ 乳原 正文
12			丹波警察署	交通課長	はせ よしひこ 長谷 芳彦
13			西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 兵庫支社(地域共生)	課長	きしもと よしゆき 岸本 佳之
14			特定非営利活動法人 鴨庄	理事長	ながい としゆき 永井 敏之
15			社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会	事務局長	こんどう のりこ 近藤 紀子
16			NAGATAケアマネジメント研究所	主宰	ながた たかし 長田 貴
17			近畿大学 総合社会学部 総合社会学科 環境・まちづくり系専攻	准教授	きたがわ ひろし 北川 博巳
18	第3条第1項第1号	市長が指名する丹波市職員	丹波市建設部	道路河川課長	わだ つなき 和田 綱木
19		兵庫県公共交通オブザーバー	兵庫県 土木部 交通政策課	副課長兼地域交通班長	こだま つくと 小玉 嗣人
20		デマンド交通運営者	丹波市商工会	参事	おおぎ れいこ 大木 玲子

○丹波市地域公共交通会議設置要綱

平成19年 8月17日

告示第595号

改正 平成23年 3月29日告示第226号

平成30年 3月13日告示第121号

令和 2年 1月23日告示第31号

令和 3年 3月 9日告示第101号

(目的)

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、丹波市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の事情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様並びに運賃及び料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、20名以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長が指名する丹波市職員
 - (2) 一般旅客自動車運送事業者
 - (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体に属する者
 - (4) 住民又は利用者
 - (5) 神戸運輸監理部長又はその指名する者
 - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体に属する者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項各号（第4号及び第7号を除く。）に掲げる委員は、特別の理由があるときは、交通会議に代理人を出席させることができる。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長各1名を置き、会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 会長は、第2条に規定する事項の審査その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、第3条に規定する委員のうちから、会長が選任する。
- 3 幹事会は、必要に応じて、第1項に規定する事項に係る者から意見を聴くことができる。

(庶務等)

第7条 交通会議の庶務は、ふるさと創造部ふるさと定住促進課において処理する。

- 2 地域公共交通に関する相談、苦情その他については、ふるさと創造部ふるさと定住促進課を窓口として対応する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(特例措置)
- 2 この要綱の施行の日以後最初の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行の日以後に開かれる最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成23年3月29日告示第226号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月13日告示第121号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月23日告示第31号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月9日告示第101号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。